

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける令和4年度福島県立医科大学上半期医薬品単価購入契約について、次のとおり落札者を決定したので、公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則（平成31年2月1日細則第23号。以下「特定調達細則」という。）第15条第2項の規定により公告する。

令和 4年 4月 14日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

### 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

公立大学法人福島県立医科大学附属病院において使用する医薬品 計 17点

- (1) テセントリク点滴静注 1200mg 20mL 66瓶
- (2) イラリス皮下注射液 150mg 26瓶
- (3) ビーリンサイト点滴静注用 35 $\mu$ g 133瓶
- (4) レミケード点滴静注用 100 100mg 1,402瓶
- (5) アバスチン点滴静注用 400mg/16mL 630バイアル
- (6) アービタックス注射液 100mg 916バイアル
- (7) ステラーラ皮下注 45mg シリンジ 0.5mL 86筒
- (8) ページェタ点滴静注 420mg/14mL 251瓶
- (9) ジーラスト皮下注 3.6mg 0.36mL 365筒
- (10) アイリーア硝子体内注射用キット 40mg/mL 3,502筒
- (11) ユルトミス点滴静注 300mg 109瓶
- (12) オブジーボ点滴静注 240mg 24mL 633瓶
- (13) キイトルーダ点滴静注 100mg 4mL 543瓶
- (14) ソリリス点滴静注 300mg 30mL 52瓶
- (15) サイラムザ点滴静注液 500mg 50mL 95瓶
- (16) アディノベイト静注用キット 2000 2000国際単位 177キット
- (17) ノボセブンHI静注用 5mg シリンジ 5mL (溶解液付) 146瓶

### 2 契約事務を担当する所属の名称及び所在地

公立大学法人福島県立医科大学医事課  
福島県福島市光が丘1番地

### 3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年3月29日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エフエスユニマネジメント

東京都港区芝浦3丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額（単価、消費税抜）

(1) 502,399円

(2) 1,358,373円

(3) 246,400円

(4) 54,800円

(5) 102,867円

(6) 30,392円

(7) 321,000円

(8) 183,764円

(9) 90,500円

(10) 117,299円

(11) 629,053円

(12) 326,100円

(13) 191,098円

(14) 557,350円

(15) 310,000円

(16) 164,721円

(17) 355,338円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とすることとした理由

公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則第14条第1号